

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年3月31日
【事業年度】	第16期（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）
【会社名】	株式会社ウィルズ
【英訳名】	WILLs Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 杉本 光生
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門三丁目2番2号 虎ノ門30森ビル
【電話番号】	03-6435-8151（代表）
【事務連絡者氏名】	専務取締役CFO 蓮本 泰之
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門三丁目2番2号 虎ノ門30森ビル
【電話番号】	03-6435-8151（代表）
【事務連絡者氏名】	専務取締役CFO 蓮本 泰之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	2015年12月	2016年12月	2017年12月	2018年12月	2019年12月
売上高 (千円)	340,544	386,971	650,125	1,161,243	1,793,163
経常利益又は経常損失( ) (千円)	28,521	50,088	55,984	107,710	309,725
当期純利益又は当期純損失( ) (千円)	34,191	57,964	3,532	121,822	201,484
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	242,918	273,356	273,356	67,000	190,645
発行済株式総数 (株)	9,825	11,695	11,695	11,935	4,597,600
純資産額 (千円)	109,187	114,948	118,480	252,302	698,987
総資産額 (千円)	293,734	346,155	345,266	827,373	1,430,135
1株当たり純資産額 (円)	11,113.27	9,585.13	32.96	69.67	151.87
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	10.00
(うち1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額( ) (円)	4,437.06	5,608.04	1.01	34.71	49.10
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	42.47
自己資本比率 (%)	37.2	32.4	33.5	30.1	48.8
自己資本利益率 (%)	-	-	3.1	66.7	42.5
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	77.9
配当性向 (%)	-	-	-	-	20.4
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	98,156	153,318	358,071
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	41,582	264,447	83,706
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	10,976	170,296	170,010
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	-	-	189,391	343,676	788,050
従業員数 (人)	15	13	19	37	46
(外、平均臨時雇用者数)	(7)	(6)	(8)	(6)	(5)
株主総利回り (%)	-	-	-	-	-
(比較指標：-) (%)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
最高株価 (円)	-	-	-	-	5,350
最低株価 (円)	-	-	-	-	3,780

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

4. 1株当たり配当額及び配当性向については、第12期から第15期までの配当を実施していないため記載しておりません。

5. 第12期から第15期までの潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、第12期及び第13期については、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

6. 第16期は、2019年12月17日に東京証券取引所マザーズへ株式を上場したため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新規上場日から第16期末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算出しております。
7. 第12期及び第13期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
8. 第12期から第15期までの株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
9. 第12期及び第13期については、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フロー計算書に係る各項目については記載しておりません。
10. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
11. 第14期以降の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。
12. 第12期及び第13期は「会社計算規則」（2006年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しており、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づくEY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。
13. 当社は、2019年8月30日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っておりますが、第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額、並びに潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。
14. 第12期から第15期までの株主総利回り及び比較指標については、2019年12月17日に東京証券取引所マザーズ市場に上場したため、記載しておりません。
15. 最高株価及び最低株価については、東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。なお、2019年12月17日をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については記載しておりません。

## 2【沿革】

2004年10月、代表取締役社長CEOである杉本光生は、「効率的な資本市場の実現」を目指してインベスター・ネットワークス株式会社を設立しました。

2017年1月、未来に向けて大きく成長しようという「意志(Will)」を持った集団であることを企図して、社名を株式会社ウィルズに変更しております。

当社設立後の沿革は、以下のとおりであります。

年月	概要
2004年10月	インベスター・ネットワークス株式会社(資本金4,500万円 東京都千代田区)を設立
2005年11月	IR活動支援ツール「IR-navi」をリリース
2008年3月	本社を東京都渋谷区広尾に移転
2008年9月	JIS Q 15001(プライバシーマーク)認証取得(登録番号 10840370号)
2009年11月	本社を東京都渋谷区渋谷に移転
2011年10月	「株主ポイント倶楽部」をリリース
2013年11月	本社を東京都港区虎ノ門に移転
2015年9月	「プレミアム優待倶楽部」をリリース
2017年1月	株式会社ウィルズへ商号変更
2017年9月	議決権行使結果回収システム、SRサイトサーバ、議決権行使結果回収方法、プログラム、及び情報処理システムにおける特許取得(特許第6203932号) 議決権行使結果回収システム、議決権行使結果回収方法における特許取得(特許第6203933号)
2017年11月	「プレミアム優待倶楽部PORTAL」をリリース
2018年4月	個人株主管理システム、及び個人株主管理方法における特許取得(特許第6325152号)
2018年6月	当社を存続会社とし、アレックス・ネット株式会社を吸収合併
2018年9月	ISO/IEC 27001:2013認証取得(認証登録番号 12793) 個人投資家向けメディア「上場社長プレミアムトーク」をリリース
2019年3月	「WILLsVote」(電子議決権行使プラットフォーム)の提供開始
2019年4月	「プレミアム優待倶楽部GIFT CARD」の販売開始
2019年12月	東京証券取引所マザーズに株式上場

### 3【事業の内容】

当社は、『MAXIMIZE CORPORATE VALUE』をスローガンに、「上場企業と投資家を繋ぐことにより効率的な資本市場の実現と上場企業の企業価値最大化を支援すること」をミッションとして掲げております。

当社の事業は、株主管理プラットフォーム事業(1)の単一セグメントであります。当該ミッションを果たすべく、主に以下の3つのサービスを提供しております。

<サービス概要>

サービス				
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 株主優待商品交換サイト</li> <li>■ 株主構成の最適化設計</li> <li>■ オンラインでの株主とのコミュニケーション</li> <li>■ 「WILLsVote」を利用した電子議決権行使の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 株主以外も利用可能な株主優待商品交換サイト</li> <li>■ 各社の株主優待ポイントを「WILLsCoin」で合算</li> <li>■ 4,400点超の株主優待商品</li> <li>■ 株主優待情報の取得</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ IRマーケティングツール</li> <li>■ 10万名以上の国内外ファンドマネージャー、アナリスト情報</li> <li>■ 機関投資家の株式保有状況や投資スタイルの把握・分析</li> <li>■ メール配信、IR活動履歴、電子議決権の管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 統合報告書・アニュアルレポート、CSRレポート等の制作</li> <li>■ 国内外の最適な制作パートナーのアサイン</li> <li>■ コンテンツの制作だけでなくチャネル・手法から提案</li> </ul>
技術	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クラウド</li> <li>・ブロックチェーン</li> </ul>		—	
提供先	上場企業	上場企業株主・一般消費者	上場企業	
ユーザー	上場企業株主			

#### 1：株主管理プラットフォーム事業

販売先の上場企業と機関投資家及び個人投資家をクラウド上でつなぎ、インタラクティブに情報の取得・交換を行えるプラットフォームとして、機関投資家マーケティングプラットフォーム「IR-navi」、個人投資家マーケティングプラットフォーム「プレミアム優待倶楽部」、顧客企業毎に異なる株主優待ポイントの合算利用を可能とする「プレミアム優待倶楽部PORTAL」、及びこれらの株主管理プラットフォーム上で、流通するコンテンツとなるESGソリューションに係る事業の総称。

#### 2：クラウド

アプリケーション機能をインターネット経由で提供すること。

#### 3：ブロックチェーン

情報通信ネットワーク上にある端末同士を直接接続して、取引記録を暗号技術を用いて分散的に処理・記録するデータベースの一種。

当社が現在提供する具体的なサービス内容は、以下のとおりです。

##### 1. 「プレミアム優待倶楽部」

「プレミアム優待倶楽部」は「ポイント制株主優待」と株主の「電子化」（株主の電子メールアドレスを取得して法定書類を電磁的に提供し、また株主専用サイトにおける上場企業と株主との双方向コミュニケーションを実現すること）を組み合わせたサービスです。

主な収益は、ストック型のシステム利用料と、企業毎に異なる商品交換期間に発生する株主優待ポイント（所有株式数毎に付与）の利用料で構成されており、顧客数の推移は以下のとおりです。

<「プレミアム優待倶楽部」顧客数推移>

2016年12月末	2017年12月末	2018年12月末	2019年12月末
8社	18社	26社	43社

顧客株主は、企業毎の専用サイトである「企業名+プレミアム優待倶楽部」サイトへ登録することで、保有株式数や保有年数などに応じて株主優待ポイントが付与され、登録された情報をもとに上場企業が配信する招集通知をはじめとした法定書類を受領したり、電子議決権行使プラットフォーム「WILLsVote」を通じ、電子議決権を行使したりすることができます。また、株主は、投資先企業とのコミュニケーション（電子議決権行使や社長メッセージ動画の閲覧）によってもポイントが付与される仕組みも用意されています。なお、2019年12月末日現在、上場企業2社に対して「WILLsVote」を通じた電子議決権行使プラットフォームを提供しております。

付与された株主優待ポイントは、全国から集めた優待商品と交換でき、加えて、「プレミアム優待倶楽部」を導入する他の投資先企業が発行する株主優待ポイントを、「WILLsCoin」に交換して合算することで、「プレミアム優待倶楽部PORTAL」サイト上で、4,400点を超える優待商品の中から、より高額な商品を取得することができます。

「WILLsCoin」での商品交換時の不足差額分をクレジットカード決済によって補填することや、商品をカード決済によって購入することが可能であります。

なお、議決権行使の集計、及び株主優待ポイントの合算、利用の記録について、データの改竄防止やセキュリティ強化を目的としてブロックチェーン技術を活用しております。

顧客である上場企業は、主に以下の効果を期待し、当該サービスを導入しております。

1. 株主構成の最適化  
単元株主への還元率の設計により株主数の増加・減少を期待することや、一定単元以上の保有株主に多くのポイントを付与することにより大口株主の増加を図ることなどが可能。
2. 中長期的な安定株主の創出  
保有期間に連動した株主優待ポイント設計により、中長期保有目的の株主の増加を図ることなどが可能。
3. 株主管理コストの低減  
登録株主に対して、決算情報やニュース、電子版事業報告書、招集通知等のメール送付やアンケートの実施が可能。

2. 「IR-navi」

「IR-navi」は、当社創業来の基盤サービスであり、281社の上場企業へ提供している機関投資家マーケティングプラットフォームです。

主な収益は、ストック型のシステム利用料であり、顧客数の推移は以下のとおりです。

<「IR-navi」顧客数推移>

2016年12月末	2017年12月末	2018年12月末	2019年12月末
196社	212社	231社	281社

「IR-navi」の主な機能は以下のとおりです。

1. 株主状況の把握  
国内投信及び海外ファンドの株式保有状況のデータベースが日次で更新されており、自社及び他社の株式保有状況の把握が可能。また、国内外の機関投資家の運用スタイル等のプロフィールが検索可能。
2. 投資家のターゲティング  
国内の全上場企業及び海外主要企業約32,000社の国内外機関投資家による株式保有状況を確認できるため、競合他社の保有状況との比較や投資スタイル別の投資家抽出により、潜在投資家のターゲティングが可能。
3. IR業務の効率化  
国内外機関投資家（国内：約4,000名、海外：約100,000名）のパーソナルデータベースを保有し、メールにて決算説明会案内やアニュアルレポート等を発信可能。また、面談履歴、IRイベントの出欠、電子議決権行使結果も一元管理が可能。

3. 「ESGソリューション」

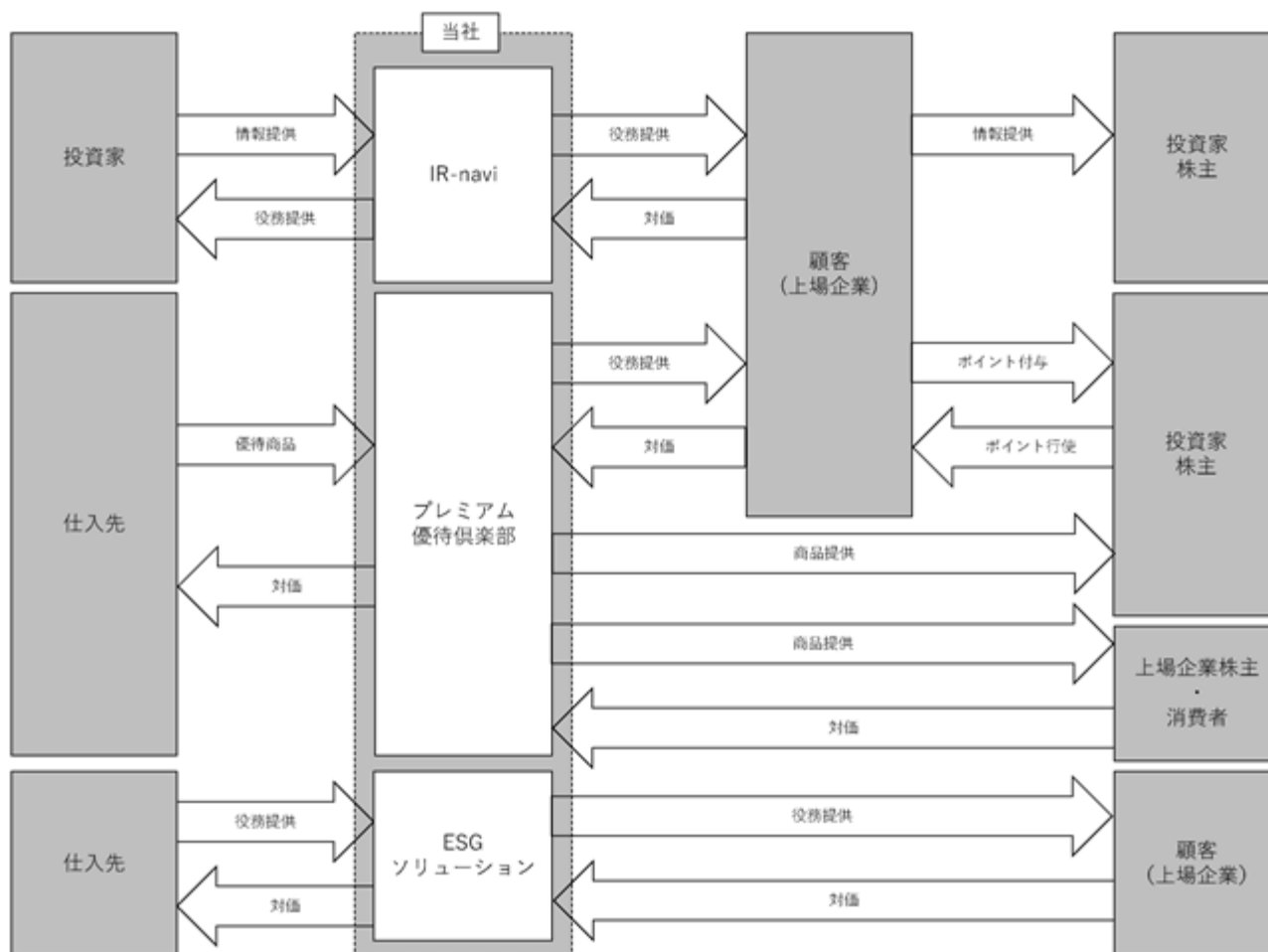
「ESGソリューション」は、統合報告書やアニュアルレポートなどの投資家とのコミュニケーションツールを企画、制作するサービスです。

統合報告書やアニュアルレポート等のIR ツール制作を行う企業が多く存在する中、当社がサービスを提供した企業はWICIジャパン（知的資産 / 資本やKPIの開示改善を目指す国際団体（世界知的資本・知的資産推進構想）の日本組織）による統合報告優良賞の同時複数受賞など多数の賞を受賞していることが、提供サービスの品質に対する評価にも繋がっており、安定的な顧客基盤を有しております。

4. 「その他」

決算説明会の企画及び運営サポート等を行っております。

[ 事業系統図 ]



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2019年12月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
46 (5)	38	2.7	4,728

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含む。)は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。

3. 当社は、株主管理プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数は記載していません。

4. 従業員数が当期中において、9名増加したのは主として業容拡大に伴う期中採用によるものであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円滑に推移しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

#### (1) 経営方針

当社は、『MAXIMIZE CORPORATE VALUE』をスローガンに、「上場企業と投資家を繋ぐことにより効率的な資本市場の実現と上場企業の企業価値最大化を支援すること」をミッションとして掲げております。

当社は、世界中の上場企業、機関投資家及び個人投資家がインターネットを經由してインタラクティブに情報の取得・交換を行うことで効率的な資本市場が形成されるものと考えており、当該ミッションを果たすべく、機関投資家マーケティングプラットフォーム「IR-navi」、個人投資家マーケティングプラットフォーム「プレミアム優待倶楽部」及び顧客企業毎に異なる株主優待ポイントの合算利用を可能とする株主優待共通コイン「WILLsCoin」の提供に注力しつつ、株主総会プロセスの電子化並びに電子議決権行使プラットフォーム事業「WILLsVote」を拡大させてまいりたいと考えております。

#### (2) 経営戦略

当社は、経営資源を「プレミアム優待倶楽部」、「IR-navi」の拡販及び「プレミアム優待倶楽部PORTAL」の利用拡大へ集中させ、上場企業の顧客基盤を背景に、2019年以降の会社法改正に伴って電子化が可能になる電子招集通知を普及させるべく、システム開発の準備を行っております。また、上場企業へのネットワークを有する他社との販売提携を推進し、「プレミアム優待倶楽部」の導入企業を増やすとともにシェアの拡大を目指しています。

下記の経営環境及び業界動向を注視しつつ、「プレミアム優待倶楽部」、「IR-navi」の継続的な開発、優待商品の供給体制の強化、並びに営業体制の強化・構築を進めることにより、事業の拡大と高い成長を継続する方針であります。

#### (3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、より高い成長性、収益性及び資本効率を確保するために、売上高成長率、営業利益率及びROIC( )を重要な経営指標として重視して考えております。

売上高成長率は、現段階においては事業規模が大きくないことから、収益性の向上と同様に重視しております。

営業利益率は、業務効率化・適正化により売上原価率や販管比率の改善を行う指標として重視しております。

ROICは、資金調達コストを超過する収益に繋がる成長投資を継続的に行っているか、株主・債権者に対する収益期待に応え、単年度のみならず中長期的な企業価値向上に資する成長が出来ているか検証を行う指標として重視しております。

$$ROIC = \text{税引き後営業利益} / \text{事業性投下資本}$$

#### (4) 経営環境

当社を取り巻く環境として、日本国内の株式市場においては、上場企業における外国人株主比率の上昇などを背景にコーポレートガバナンス・コードへの関心が高まり、企業のIR・SR( 1)活動が活発になっているものの、個人株主比率は相対的に下落しております。具体的には、2019年3月末時点で外国人株主比率は29.1%、個人株主比率17.2%となっており、2009年3月末時点と比較すると外国人株主比率は5.6ポイント増加、個人株主比率は3.3ポイント減少しております(東京証券取引所「2018年度株式分布状況調査」)。

こうした中、個人株主に対して自社株式への投資の魅力を高めることにつながると考えられている株主優待制度を導入する企業は1,533社となり、過去最高を記録しております(2019年12月31日現在。大和インベスター・リレーションズ株式会社調べ)。その中でも中長期保有優遇型株主優待制度を設ける企業は500社を超えており、株主還元施策の一つとしての株主優待制度に対する需要は、今後も継続して拡大していくものと考えております。

2014年に制定されたスチュワードシップ・コード、翌年に策定されたコーポレートガバナンス・コードにより、中長期的な企業価値向上と非財務情報の開示が進み、2018年1月から施行されたMiFID2( 2)によるコーポレートアクセス( 3)の縮小、金融商品取引法上のフェア・ディスクロージャー・ルールの実践的適用など機関投資家向けのIR活動の在り方自体も変化してきております。

一方で、仮想通貨やIoTを始めとしたFintechの中核技術であるブロックチェーンの普及により、決済や資金調達等の金融分野の変革、ビッグデータ解析に伴う高付加価値の創造、深層学習を牽引するAIの利活用が一層推進されております。



1：SR

Shareholder Relations（シェアホルダーリレーションズ）の略語で、上場企業が株主との対話を通じて、株主に正しく自社の企業価値を理解させ、信頼関係を醸成し、長期安定的な株主基盤を構築するために必要とされる活動で、既存株主を対象として行行情報配信その他コミュニケーション活動の全般をいいます。

2：MiFID2

欧州連合（EU）の金融・資本市場に係る包括的な新規制をいい、投資顧問会社が株式ブローカーに支払う売買手数料とリサーチ手数料を分離・明確化することなどを定める規制。株式リサーチサービスの受領者は、従来以上に費用対効果を意識することとなり、ブローカーその他外部に支払うリサーチ費用の圧縮やセルサイドのカバレッジ縮小も予想されております。

3：コーポレートアクセス

機関投資家と上場企業を含む事業会社とを結ぶコンサルティングとロジスティックスの一連のサービスであり、機関投資家と事業会社とのIRミーティングの設定、カンファレンスやロードショーのアレンジ業務を主たる内容とします。

(5) 事業上及び財務上の対処すべき課題

優秀な人材の採用と育成

当社の事業拡大のためには、既存サービスの商品知識に加え、株式市場の理解を深め、新たな顧客ニーズを発掘できる人材の確保が重要となります。当社では、専門性の高い人材を採用するだけでなく、採用した人材に対しては、OJTによる人材の早期戦力化及び座学での教育（アナリスト、ファンドマネージャー、エコノミスト等、現役の資本市場参加者を招聘した講義や意見交換会等）を通じた、金融市場への理解促進に取り組んでおります。また、従業員各人の役割と権限及び社内ルールを明確にすることで、従業員各人が積極的に挑戦ができる環境を整え、従業員にやりがいを提供するとともに、経営会議による厳正な人事評価によって人材の定着を図ってまいります。

システムの安定性向上

当社は、顧客に対しインターネット上のサービスを提供しており、システムの安定稼働は必要不可欠となっております。従いまして、安定性の高いサービスを提供する上で、顧客動向及びアクセス数増加に伴いサーバー増強等を考慮したシステム構築や設備投資を行っていくことが重要であると考えており、引き続きシステムの安定性の確保及び効率化に取り組んでまいります。

情報管理体制の整備

当社は、サービスの過程で、機密情報や個人情報を取り扱うため、情報管理の強化は重要事項の1つと認識しております。「個人情報保護規程」及び「情報セキュリティ規程」に基づき管理を徹底しておりますが、引き続き社内教育や研修の実施を継続して行うことでその質を強化してまいります。

コーポレート・ガバナンス体制及び内部管理体制の強化

当社は、成長段階にあり、コーポレート・ガバナンスの更なる強化と業務運営の効率化やリスク管理体制の強化が重要な課題となっております。営業管理体制やバックオフィス業務体制の整備を推進し、また同時に経営の公正性や透明性を確保するための内部統制の強化に取り組んでまいります。

新規事業の立ち上げについて

急速な進化を遂げる経営環境や資本市場において当社が企業価値を向上させていくためには、事業規模の拡大と収益源の多様化を図っていくことが必要と考えており、そのためには積極的な新規事業の立ち上げが課題と認識しております。このような環境下、当社ではブロックチェーンを活用した株主優待共通コイン、電子議決権行使などの株主管理サービスの提供を開始しておりますが、今後も継続的に次の柱となるビジネス創出に積極的に挑戦してまいります。

## 2【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。また、必ずしもそのようなリスク要因には該当しない事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項につきましては、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に記載しております。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、将来において発生する可能性のあるリスクのすべてを網羅するものではありません。

### (1) 景気動向及び業界環境について

当社サービスである「IR-navi」及び「プレミアム優待倶楽部」は、主に上場企業のIR担当部門や経営企画部門等の間接部門に対して提供されます。経済情勢や事業環境が悪化した際には、一般的に間接部門の経費が削減される傾向にあることから、経済情勢や事業環境が悪化した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (2) 業績変動について

当社サービスである「プレミアム優待倶楽部」に係る売上は、主に上場企業の株主が株主優待ポイントを商品等に交換することで計上されます。当該売上は、顧客である上場企業の決算月や株主数、ポイント交換の時期や割合等の要因によって変動するため、株主優待ポイントの商品等の交換が特定の時期に集中し、業績が特定の四半期や事業年度に偏る可能性があります。

当社としては持続的な成長及び業績の平準化を企図し、新規顧客の開拓を継続的に実施する方針ではありますが、当該方針が将来にわたり奏功しない場合には、業績の季節変動性を通じて当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (3) 競合及び当社の優位性を失わせる技術革新について

当社の属するIRコンサルティング業界は、許認可等の制限がないため、基本的に参入障壁は高くない業界といえます。当社がこれまでに築き上げた豊富な経験、実績及び社内ノウハウや教育システムは容易に模倣されるものではないと認識しております。また、当社は、投資家マーケティングツールの提供に関しては、多くの実績を有しているばかりではなく、既存サービスの品質及び利便性向上を目的としたシステム改修を継続して実施しております。しかしながら、当社の競合優位性を失わせるような競合会社におけるサービス品質の向上や革新的技術の出現等により、競争環境が激化した場合には、当社の競争優位性が薄れ、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (4) システム障害等について

当社が提供しているサービスは、インターネット通信網に依存しております。したがって、自然災害や事故によりインターネット通信網が遮断された場合には、サービスの提供が困難となります。また、想定外の急激なアクセスの増加等による一時的な過負荷や重大なバグ、その他予期せぬ事象によるサーバーダウン等でサービスが停止する可能性があります。当社では、そのような事態を想定し、外部のデータセンターにてサーバーをクラウド上で分散管理することによりバックアップ及び可及的速やかな復旧が可能な体制を構築するとともに、システム障害の発生防止のために、システムの冗長化、負荷分散装置の装着、不正アクセス対策、脆弱性調査等を実施しております。しかしながら、こうした対策を講じているにもかかわらず、障害が発生し、安定的なサービス提供を行うことができない事態が発生した場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (5) 個人情報及び機密情報の管理について

当社の事業特性上、多数の顧客企業に関する機密情報や個人情報を取り扱っております。当社は、過去に個人情報漏洩事故を起こしており、その後徹底した事実調査・原因究明を行うとともに、漏洩防止対策を実施し、その後も改善を継続しております。また、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運営するプライバシーマーク、並びに一般社団法人情報マネジメントシステム認定センターよりISMSの認証を取得して情報資産の保護に注力するとともに、重要な情報の機密性・完全性・可用性の確保を図っております。加えて、個人情報の閲覧・管理は仮想環境上で行うなど業務フローの厳格化を行っておりますが、何らかの理由により外部に漏洩するような場合には、当社の社会的信用の失墜、訴訟又は損害賠償請求の発生等により当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、IRコンサルティングやコミュニケーションツールの作成業務にあたっては、顧客企業の未公表の重要事実（インサイダー情報）を知りうる立場にあります。そのため当社は「インサイダー情報等の管理及びインサイダー取引の未然防止に関する規程」に基づき、役員及び従業員教育を徹底するなど機密保持に努めておりますが、法令等違反行為や機密情報の漏洩が起きた場合には、顧客等からの信用を失うことによる取引関係の悪化や訴訟等が発生する可能性があり、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 商品の安全性について

当社が「プレミアム優待倶楽部」にて提供する商品については、関連法規の遵守の徹底とともに品質向上に取り組んでおります。しかし、将来にわたり販売した商品及びその広告表現等において、安全上の問題や表示の問題が発生する可能性があります。当社では、独自の商品取扱基準を設け、必要に応じて取扱予定商品の事前確認を実施しておりますが、このような問題が発生した場合には、返品に伴う追加のコスト、信用を失うことによる取引関係の悪化、訴訟等が発生する可能性があり、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 知的財産権について

当社では、当社が運営する事業に関する知的財産権を確保するとともに、第三者の知的財産権侵害の可能性については、周辺調査を実施することでその予防に努めておりますが、第三者の知的財産権の完全な把握は困難であり、当社が認識せずに他社の知的財産権を侵害した場合には、ロイヤリティや損害賠償金等の支払い、訴訟等が発生する可能性があり、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(8) ソフトウエア資産の減損について

当社は「IR-navi」及び「プレミアム優待倶楽部」等のシステムを開発・提供しております。それらの開発コストについて、資産性のあるものは自社利用目的のソフトウェアとして無形固定資産に計上し、資産性のないものについては費用計上しております。システム開発においては、プロジェクト推進体制を整備し、慎重な計画の立案・遂行に努めておりますが、当該開発が市場のニーズに合わないことにより利用価値が低下する場合や、重大なバグ等の発生によりシステムが機能しなくなった場合には、これらを減損処理するなど、一時に多額の費用が発生する可能性があり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 人材の確保について

当社の主要な顧客である上場企業に対し、システム提供やIRコンサルティング等のサービス提供を行うためには、高い専門能力を有する人材の確保及び育成が不可欠と認識しております。当社は、高い専門能力を有する人材の確保及び育成、並びに人材の流出を防止するため、ストックオプションの付与や従業員持株会における奨励金給付、当社が認めた特定資格の取得者に対する資格手当による給与加算や人事評価システムの導入による公正な人事評価の実施等の施策を講じておりますが、これらの施策が奏功せず、人材の確保及び育成が進まない場合、あるいは人材が流出した場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 小規模組織について

当社組織は、従業員数が2019年12月末現在で46名（臨時従業員を除く）と規模が小さく、現在の社内管理体制もこの規模に応じたものとなっております。当社では、今後の事業強化、拡大に対応して人材の採用・育成と管理体制の強化を進めてまいりますが、必要な人材の確保や社内教育等が順調に進まなかった場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 代表取締役への依存について

当社創業者であり代表取締役である杉本光生は、当社全体の経営方針や経営戦略の立案をはじめ、取引先との関係構築等、当社の事業活動上重要な役割を担っております。代表取締役に対して、過度に依存しない組織的な経営体制の構築を進めておりますが、不測の事態により代表取締役が職務を執行することが困難になった場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 自然災害、事故等について

当社は、本店所在地が東京都にあり、事業拠点が、地震、津波、台風等の自然災害、事故、火災、テロ等の被害を受けた場合には、交通網の混乱、営業活動の停止、システム障害により事業活動に支障が生じ、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、当社役員及び従業員に対し、意欲と士気の向上を目的として新株予約権を付与しております。また、一部社外協力者に対しても協力関係の維持強化を目的として新株予約権を付与しております。本書提出日現在、新株予約権による潜在株式は663,000株あり、株式総数（潜在株式を含む）の14.4%に相当します。

これらの新株予約権が行使された場合には、当社株式の1株当たりの価値が希薄化し、将来における株価形成に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 配当政策について

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しております。しかしながら、現在当社は成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、収益基盤の強化のための投資に充当することにより更なる事業拡大及び企業価値の向上を目指すことが株主に対する利益還元につながるかと考えております。

現時点においては、配当実施の可能性及びその実施時期については、未定であります。

(15) 資金使途に関するリスク

当社の株式上場に伴う公募増資による調達資金については、「プレミアム優待倶楽部」、及び「IR-navi」のシステム開発に充当する計画であります。しかしながら、当社を取り巻く外部環境や経営環境の変化によって、調達資金を計画通りの使途に充当しなかった場合や、予定どおりに充当されたにも関わらず想定どおりの効果を上げることができなかった場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(16) M&Aについて

当社では、企業買収や資本提携によるサービスの向上及び顧客層の拡大を今後の経営戦略の1つと認識しております。当該投資活動の実施に当たっては、相手先企業等の経済的価値の調査を行う方針であります。当社がこれら投資活動等により想定した成果が得られる保証はありません。買収や資本提携により想定したシナジーが得られなかった場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。なお、本書提出日現在において、具体的な企業買収や資本提携等の案件はありません。

(17) システム開発について

当社は、ブロックチェーン技術を筆頭とした最新技術等やシステムの基盤となるデータベース等を含めたシステム全般に係る投資を継続的に行っております。当社ではシステム開発に当たり、プロジェクト及びタスク管理に関する会議を毎週開催し、必要に応じて代表取締役及び管掌役員が会議に同席して進捗状況を把握するとともに、プロジェクト進行上の重要なポイント等においては関連部門によるレビューを実施しておりますが、システム開発の遅延・トラブル等が発生した場合には、開発コストが増加するなど、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(18) 法的規制について

本書提出日現在において、当社の事業継続に著しく重要な影響を及ぼす法的規制はありませんが、当社事業運営上、個人情報保護に関する法律、電気通信事業法、特定商取引に関する法律、不正アクセス行為の禁止等に関する法律等による法的規制を受けております。また、今後、当社サービスの必要性を喪失させるような法改正や既存法令等の解釈変更等があった場合には、当社の事業運営が制約を受け、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

### 3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

##### 財政状態及び経営成績の状況

当事業年度におけるわが国経済は、貿易摩擦等の影響により、製造業を中心に景況感は悪化したものの、企業のIT投資は増加基調となりました。人手不足を背景とした好調な雇用及び所得環境を背景に底堅く推移いたしました。また、家計の金融資産残高は、過去最高の1,864兆円（2019年9月末。日本銀行『資金循環統計（2019年6-9月期（速報））』）となるとともに、個人株主数（延べ人数）は、5年連続で増加し5,473万人（東京証券取引所『2018年度株式分布状況調査の調査結果』）となりました。

当社を取り巻く環境におきましては、自社PRのニーズ等を背景に、2019年12月末現在、株主優待制度を導入する企業が過去最多の1,533社（大和インベスター・リレーションズ株式会社調べ）と引き続き増加しております。日本版スチュワードシップ・コード、コーポレートガバナンス・コードに加え、2018年1月から施行されたMiFID2の影響も相まって、株主・投資家と上場企業との対話がより一層促進されました（一般社団法人日本IR協議会『IR活動の実態調査』2019年4月）。

この結果、当事業年度の財政状態及び経営成績は以下のとおりとなりました。

#### a. 財政状態

##### （資産）

当事業年度末における総資産は、1,430,135千円（前事業年度末は827,373千円）となり、602,761千円増加いたしました。

流動資産は、1,141,644千円（前事業年度末は554,897千円）となり、586,746千円増加いたしました。これは主に、現金及び預金が444,374千円、受取手形が15,977千円、売掛金が128,531千円増加したこと等によるものであります。

固定資産は、288,490千円（前事業年度末は272,475千円）となり、16,014千円増加いたしました。これは主に、ソフトウェアが45,003千円増加したこと、のれんが6,633千円、顧客関連資産が2,436千円、繰延税金資産が13,215千円、保険積立金が10,269千円減少したこと等によるものであります。

##### （負債）

当事業年度末における負債は、731,148千円（前事業年度末は575,071千円）となり、156,077千円増加いたしました。これは主に、買掛金が84,977千円、未払法人税等が81,116千円、未払消費税等が26,529千円、前受金が51,937千円増加したこと、1年内返済予定の長期借入金が10,702千円、未払金が24,667千円、長期借入金が60,704千円減少したこと等によるものであります。

##### （純資産）

当事業年度末における純資産は、698,987千円（前事業年度末は252,302千円）となり、446,684千円増加いたしました。これは主に、当期純利益を201,484千円計上したことにより利益剰余金が増加したこと、新株の発行及び新株予約権の行使により資本金及び資本準備金がそれぞれ123,645千円増加したことによるものであります。

#### b. 経営成績

当事業年度の経営成績は、売上高は1,793,163千円（前事業年度比54.4%増）、営業利益は310,891千円（同181.7%増）、経常利益は309,725千円（同187.6%増）、当期純利益は201,484千円（同65.4%増）となりました。

なお、当社の事業は株主管理プラットフォーム事業の単一セグメントのため、セグメントごとの記載はしておりません。製品・サービス別業績の概要は以下のとおりであります。

「プレミアム優待倶楽部」は、「ポイント制株主優待」と株主の「電子化」（株主の電子メールアドレスを取得して法定書類を電磁的に提供し、また株主専用サイトにおける上場企業と株主との双方向コミュニケーションを実現すること）を組み合わせたサービスです。2018年末より契約社数が17社増加し、43社になったこと等により堅調に推移いたしました。また、顧客企業の株主数の増加により、1社当たりのポイント売上高の平均単価が増加いたしました。

これらの結果、「プレミアム優待倶楽部」の当事業年度の売上高は1,225,481千円（同82.4%増）となりました。

「IR-navi」は、上場企業へ提供している機関投資家マーケティングプラットフォームです。2018年末より契約社数が50社増加し、281社になったこと等により、売上高は260,013千円（同11.7%増）となりました。

「ESGソリューション」は、統合報告書やアニュアルレポートなどの投資家とのコミュニケーションツールを企画、制作するサービスです。2018年にアレックス・ネット株式会社と吸収合併した影響が通期で寄与したことにより、売上高は286,757千円（同24.1%増）となりました。

「その他」は、決算説明会の企画及び運営サポートサービスです。このサービスによる売上高は20,910千円（同18.3%減）となりました。

#### キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物は、前事業年度末に比べると、444,374千円増加し、788,050千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

#### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローにより獲得した資金は、358,071千円（前事業年度は153,318千円の獲得）となりました。主な増加の要因は、税引前当期純利益304,525千円、減価償却費39,096千円、のれん償却額6,633千円、支払手数料3,783千円、固定資産除却損5,200千円、仕入債務の増加額84,977千円があったこと等によるものであります。一方、減少の要因として、売上債権の増加額144,923千円があったこと等によるものであります。

#### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローにより流出した資金は、83,706千円（前事業年度は264,447千円の流出）となりました。主な増加の要因として、保険積立金の解約による収入16,722千円があったことによるものであります。一方、主な減少の要因は無形固定資産の取得による支出97,464千円があったこと等によるものであります。

#### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローにより獲得した資金は、170,010千円（前事業年度は170,296千円の獲得）となりました。主な増加の要因として、新株予約権の行使による株式の発行による収入156,880千円、株式の発行による収入88,320千円があったことによるものであります。一方、主な減少の要因として、長期借入金の返済による支出71,406千円があったことによるものであります。

#### 生産、受注及び販売の実績

##### a．生産実績

当社は生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

##### b．受注実績

当社は受注活動を行っておりますが、受注実績は販売実績と近似しているため、記載を省略しております。

##### c．販売実績

当事業年度における販売実績は、次のとおりであります。

なお、当社は株主管理プラットフォーム事業の単一セグメントであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	
	販売額(千円)	前年同期比(%)
株主管理プラットフォーム	1,793,163	154.4

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 当事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	
	金額(千円)	割合(%)
株式会社夢真ホールディングス	188,900	10.5

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づいて作成されております。この財務諸表を作成するにあたり重要となる会計方針については「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載のとおりであります。

また、財務諸表の作成にあたっては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a 売上高

当事業年度における売上高は、前事業年度と比べて631,920千円増加し、1,793,163千円(対前期比54.4%増)となりました。その主な内訳は、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析(1) 経営成績等の状況の概要 経営成績の状況」に記載のとおりであります。

b 売上総利益

当事業年度における売上原価は、366,299千円増加し、957,874千円(同61.9%増)となりました。その主な内訳は、プレミアム優待倶楽部売上高の増加に伴い商品仕入が増加、ESGソリューション売上高の増加に伴い制作原価が増加したこと等によるものであります。

これらの結果、売上総利益は835,289千円(同46.6%増)となりました。

c 販売費及び一般管理費、営業利益

当事業年度における販売費及び一般管理費は、前事業年度と比べて65,097千円増加し、524,397千円(同14.2%増)となりました。その主な内訳は、人員増加に伴い人件費86,826千円増加、接待交際費6,304千円、研究開発費15,000千円減少したこと等によるものであります。

これらの結果、営業利益は310,891千円(同181.7%増)となりました。

d 経常利益

当事業年度における営業外収益は、前事業年度と比べて5,706千円増加し、7,646千円(同294.3%増)となりました。その主な内訳は、補助金収益996千円、保険解約返戻金6,157千円増加、賃貸料収入が1,377千円減少したこと等によるものであります。営業外費用は、前事業年度と比べて4,215千円増加し、8,812千円(同91.7%増)となりました。その主な内訳は、上場関連費用6,814千円増加、支払手数料2,380千円減少したこと等によるものであります。

これらの結果、経常利益は309,725千円(同187.6%増)となりました。

e 特別損益

当事業年度における特別利益は計上しておりません。特別損失は、前事業年度と比べて2,195千円増加し、5,200千円(同73.1%増)となりました。その内訳は、固定資産除却損が5,200千円によるものであります。

f 税引前当期純利益

当事業年度における税引前当期純利益は、304,525千円(同190.8%増)となりました。

g 法人税等

当事業年度における法人税等合計は、103,040千円(前事業年度は 17,115千円)となりました。

h 当期純利益

当事業年度における当期純利益は、201,484千円(対前期比65.4%増)となりました。

#### キャッシュ・フローの状況

当事業年度のキャッシュ・フローの分析につきましては、「第2 事業の状況3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

#### 資本の財源及び資金の流動性

当社の運転資金需要のうち主たるものは、「プレミアム優待倶楽部」の優待商品仕入、販売費及び一般管理費等の営業費用であります。投資を目的とした資金需要は、設備投資によるものであります。

当社は、事業活動に必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としており、運転資金及び設備投資は、自己資金及び金融機関からの長期借入により調達しております。

なお、当事業年度における借入金残高は164,370千円となっております。また、当事業年度における現金及び現金同等物の残高は788,050千円となっております。

#### 経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、高い成長性、収益性、及び資本効率を達成するために、売上高成長率20%、営業利益率20%、及びROIC20%の達成を中期的に目指す経営指標として捉えております。

これらの目標に対し、当事業年度の達成状況は次のとおりです。

経営指標	目標値	2019年12月期	目標差異
売上高成長率	20%以上	54.4%	34.4ポイント
営業利益率	20%以上	17.3%	2.7ポイント
ROIC	20%以上	24.2%	4.2ポイント

#### 4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

#### 5【研究開発活動】

該当事項はありません。



### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当事業年度における設備投資の総額は88,381千円であり、その主な内容は、「プレミアム優待倶楽部」及び「IR-navi」のシステム開発費用等67,334千円、社内システム開発費用18,571千円等の増加によるものであります。

なお、「IR-navi」及び「プレミアム優待倶楽部」プログラム5,200千円を除却しております。

また、当社は株主管理プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

#### 2【主要な設備の状況】

2019年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額							従業員数 (人)
		建物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	商標権 (千円)	ソフトウエ ア (千円)	のれん (千円)	顧客関連資 産 (千円)	合計 (千円)	
本社(東京都港区)	本社設備、ソ フトウエア等	7,713	2,172	312	168,191	49,197	35,122	262,710	45(5)

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 現在休止中の主要な設備はありません。

3. 従業員数の( )は、臨時雇用者数を外数で記載しております。

4. 当社は株主管理プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

5. 上記の他、他の者から賃借している設備の内容は以下のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	床面積(㎡)	年間賃借料(千円)
本社(東京都港区)	事務所	426.89	22,533

#### 3【設備の新設、除却等の計画】

当社の設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して算定しております。

なお、重要な設備の新設、改修計画は次のとおりであります。

##### (1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達方 法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
本社 (東京都港区)	プレミアム優待倶楽 部、及びIR-naviのシ ステム開発	193,649	-	増資資金及 び自己資金	2020年1月	2021年12月	(注) 2

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

3. 当社は株主管理プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

##### (2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	17,990,000
計	17,990,000

(注) 2019年7月16日開催の取締役会決議により、2019年8月30日付で株式分割に伴う定款変更を行い、発行可能株式総数は17,890,000株増加し、17,990,000株となっております。

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2019年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2020年3月31日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,597,600	4,600,600	東京証券取引所 (マザーズ)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社の標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
計	4,597,600	4,600,600	-	-

(注) 1. 2020年1月1日から2020年2月29日までの新株予約権の行使による新株の発行により3,000株増加しております。

2. 「提出日現在発行数」欄には、2020年3月1日からこの本書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

第8回新株予約権(2016年3月29日定時株主総会決議に基づく2016年3月29日取締役会決議)

決議年月日	2016年3月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3(注)9. 当社従業員 13(注)9. 外部協力者 5(注)9.
新株予約権の数(個)	40(注)1.2.
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 12,000(注)1.2.3.8.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	167(注)4.8.
新株予約権の行使期間	自 2018年4月1日 至 2026年2月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 167 資本組入額 84(注)8.
新株予約権の行使の条件	(注)5.
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)7.

当事業年度の末日(2019年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2020年2月29日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は300株であります。

2. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の個数及び株数を減じております。

3. 株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)を50,000円とし、これに当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。なお、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の割合}}$$

また、行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

#### 5. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員または社外協力者の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

#### 6. 新株予約権の取得事由

- (1) 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

#### 7. 組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

##### (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

##### (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

##### (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）3. に準じて決定する。

##### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）4. で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

##### (5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

##### (6) 新株予約権の行使の条件

（注）5. に準じて決定する。

##### (7) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

##### (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

##### (9) 新株予約権の取得事由

（注）6. に準じて決定する。

#### 8. 2019年8月30日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

#### 9. 付与対象者の権利行使及び退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業員1名となっております。

第11回新株予約権（2016年12月20日臨時株主総会決議に基づく2016年12月20日取締役会決議）

決議年月日	2016年12月20日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1
新株予約権の数（個）	800（注）2 .
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 240,000（注）2 . 3 . 8 .
新株予約権の行使時の払込金額（円）	167（注）4 . 8 .
新株予約権の行使期間	自 2016年12月22日 至 2026年12月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 170 資本組入額 85（注）8 .
新株予約権の行使の条件	（注）5 .
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）7 .

当事業年度の末日（2019年12月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2020年2月29日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- （注）1 . 本新株予約権は、新株予約権1個につき950円で有償発行しております。
- 2 . 新株予約権1個につき目的となる株式数は300株であります。
- 3 . 株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
- また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。
- 4 . 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）を50,000円とし、これに当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。なお、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

## 5. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使することができない。
  - (a) 行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。
  - (b) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）
  - (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となったとき
  - (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、各事業年度末日を基準日としてDCF法ならびに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が行使価額を下回ったとき（但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が株式評価機関と協議の上本項への該当を判断するものとする。）
- (2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (3) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

## 6. 新株予約権の取得事由

- (1) 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

## 7. 組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）3. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）4. で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件  
（注）5. に準じて決定する。
- (7) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。  
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(9) 新株予約権の取得事由

(注) 6. に準じて決定する。

8. 2019年8月30日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第12回新株予約権（2018年1月30日臨時株主総会決議に基づく2018年1月30日取締役会決議）

決議年月日	2018年1月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 4 当社従業員 6 社外協力者 5
新株予約権の数（個）	1,300 [ 1,290 ] (注) 1.
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 390,000 [ 387,000 ] (注) 1.2.7.
新株予約権の行使時の払込金額（円）	167 (注) 3.7.
新株予約権の行使期間	自 2020年2月1日 至 2027年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 167 資本組入額 84 (注) 7.
新株予約権の行使の条件	(注) 4.
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6.

当事業年度の末日（2019年12月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2020年2月29日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [ ] 内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は300株であります。

2. 株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）を50,000円とし、これに当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。なお、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員または社外協力者の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

#### 5. 新株予約権の取得事由

- (1) 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

#### 6. 組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

##### (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

##### (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

##### (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2. に準じて決定する。

##### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）3. で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

##### (5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

##### (6) 新株予約権の行使の条件

（注）4. に準じて決定する。

##### (7) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

##### (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

##### (9) 新株予約権の取得事由

（注）5. に準じて決定する。

7. 2019年8月30日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。



8. 付与対象者の権利行使及び退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役5名、当社従業員5名、社外協力者2名となっております。

第13回新株予約権（2018年1月30日臨時株主総会決議に基づく2018年10月17日取締役会決議）

決議年月日	2018年10月17日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 17
新株予約権の数（個）	80（注）1.
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 24,000（注）1. 2. 7.
新株予約権の行使時の払込金額（円）	167（注）3. 7.
新株予約権の行使期間	自 2020年11月1日 至 2028年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 167 資本組入額 84（注）7.
新株予約権の行使の条件	（注）4.
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6.

当事業年度の末日（2019年12月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2020年2月29日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は300株であります。

2. 株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）を50,000円とし、これに当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。なお、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員または社外協力者の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

## 5. 新株予約権の取得事由

- (1) 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

## 6. 組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

### (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

### (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

### (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2. に準じて決定する。

### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）3. で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

### (5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

### (6) 新株予約権の行使の条件

（注）4. に準じて決定する。

### (7) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

### (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

### (9) 新株予約権の取得事由

（注）5. に準じて決定する。

## 7. 2019年8月30日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

## 8. 付与対象者の権利行使及び退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業員16名となっております。

### 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

### 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2015年9月30日 (注)1	1,800	9,030	45,000	237,950	45,000	177,950
2015年12月24日 (注)2	795	9,825	4,968	242,918	4,968	182,918
2016年5月13日 (注)2	15	9,840	93	243,012	93	183,012
2016年5月31日 (注)2	30	9,870	187	243,200	187	183,200
2016年6月6日 (注)2	795	10,665	4,968	248,168	4,968	188,168
2016年6月9日 (注)2	30	10,695	187	248,356	187	188,356
2016年12月27日 (注)3	1,000	11,695	25,000	273,356	25,000	213,356
2018年6月1日 (注)4,5		11,695	212,356	61,000	152,809	60,547
2018年12月27日 (注)2	240	11,935	6,000	67,000	6,000	66,547
2019年3月29日 (注)2	34	11,969	850	67,850	850	67,397
2019年4月26日 (注)2	823	12,792	22,590	90,440	22,590	89,987
2019年6月27日 (注)2	2,200	14,992	56,045	146,485	56,045	146,032
2019年8月30日 (注)6	4,482,608	4,497,600		146,485		146,032
2019年12月16日 (注)7	100,000	4,597,600	44,160	190,645	44,160	190,192
2020年2月28日 (注)2	3,000	4,600,600	250	190,895	250	190,442

(注)1. 有償第三者割当

割当先 中村哲也、青山洋一、西村利男、金青志、猪子顕、那珂通雅、他6名  
発行価格 50,000円  
資本組入額 25,000円

2. 新株予約権の行使による増加であります。

3. 有償第三者割当

割当先 蓮本泰之、瀬之口潤輔、栗崎純一、岡部正寛、小山史夫、他7名  
発行価格 50,000円  
資本組入額 25,000円

4. 資本金の減少は、欠損填補によるものであります。

5. 資本準備金の減少は、欠損填補によるものであります。

6. 普通株式1株を300株とする株式分割によるものであります。

7. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 960円  
引受価額 883.2円  
資本組入額 441.6円

( 5 ) 【所有者別状況】

2019年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	6	23	24	10	4	1,235	1,302	-
所有株式数(単元)	-	197	2,061	6,832	744	1,838	34,299	45,971	500
所有株式数の割合(%)	-	0.43	4.48	14.86	1.62	4.00	74.61	100.00	-

( 6 ) 【大株主の状況】

2019年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
杉本光生	東京都港区	1,234,800	26.85
蓮本泰之	東京都港区	549,000	11.94
SUGアセット株式会社	東京都港区芝浦4丁目21番1号	330,000	7.17
WHITTEN DARREL EUGENE	東京都世田谷区	183,300	3.98
上川博史	神奈川県横浜市青葉区	168,600	3.66
青山洋一	東京都港区	151,200	3.28
神保株式会社	神奈川県横浜市西区高島1丁目4番12号	120,000	2.61
杉本久子	奈良県宇陀市	90,000	1.95
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	79,700	1.73
株式会社アスピレーション	兵庫県明石市太寺4丁目15番8号	73,000	1.58
計	-	2,979,600	64.81

( 7 ) 【議決権の状況】  
【発行済株式】

2019年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,597,100	45,971	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 500	-	-
発行済株式総数	4,597,600	-	-
総株主の議決権	-	45,971	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

( 1 ) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

( 2 ) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

( 3 ) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

( 4 ) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

### 3【配当政策】

#### (1) 配当の基本的な方針

当社は株主還元を適切に行っていくことが重要であると認識しており、剰余金の配当につきましては、内部留保とのバランスを考慮して適切に配当の実施をしていくことを基本方針としております。

#### (2) 毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針

当社は、内部留保の充実を図り、再投資していく方針であるため、(4)を除いては現時点において配当実施の可能性及びその実施時期については、未定であります。

#### (3) 配当の決定機関

当社は、期末配当については、株主総会、中間配当については、取締役会を配当の決定機関としております。

#### (4) 当事業年度の配当決定に当たっての考え方及び内部留保資金の使途

当事業年度の配当については、株式上場記念配当を実施することを決定いたしました。この結果、当事業年度の配当性向は20.4%となりました。

内部留保資金については、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、企業体質の強化及び将来の事業展開の財源として利用していく予定であります。

決議年月日 2020年3月30日定時株主総会決議

配当金の総額 45,976,000円

1株当たりの配当額 10円

#### (5) 中間配当について

当社は会社法第454条第5項に基づき、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当を実施することができる旨を定款に定めております。

## 4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

#### コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方

当社は、継続企業として収益を拡大し、ステークホルダーとの良好な信頼関係を構築することが企業価値の増大に繋がると考えており、それを実現するための基礎としてコーポレート・ガバナンスの確立が不可欠なものと認識しております。

具体的には、代表取締役以下、経営を託された取締役等が自らを律し、その職責に基づき適切な経営判断を行い、経営の効率性、迅速性を高め、実効性のある内部統制システムを構築すること、監査役及び監査役会がその独立性を保ち十分な監査機能を発揮すること等が重要と考えております。

#### 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

##### イ．企業統治の体制の概要

当社は監査役会制度を採用しており、監査役の機能強化を図るため、独立性の高い社外監査役の選任を行っております。事業規模を勘案し、迅速な意思決定と業務執行による経営の効率性、適正な監督及び監視を可能にする体制と判断し、当該監査役会制度を採用しております。

なお、内容について、本書提出日現在における状況等を記載しております。

##### <取締役会>

取締役会は、下記の議長及び構成員の計6名で構成されており、当社の経営に関わる重要事項の審議並びに意思決定、会社の事業、経営全般に対する監督を行います。また、取締役会には、すべての監査役が出席し、取締役の業務執行の状況を監査できる体制となっております。

議長：代表取締役社長CEO杉本光生

構成員：専務取締役CFO蓮本泰之、常務取締役加藤正明、取締役上川博史、取締役山本章代、  
社外取締役青山洋一

##### <監査役会>

監査役会は、下記の議長（常勤監査役）及び構成員の計3名で構成されており、監査の方針、監査計画、監査の方法及び監査業務の分担等を決定しております。

議長：社外監査役平野喜和

構成員：社外監査役鈴木行生、監査役野田清人

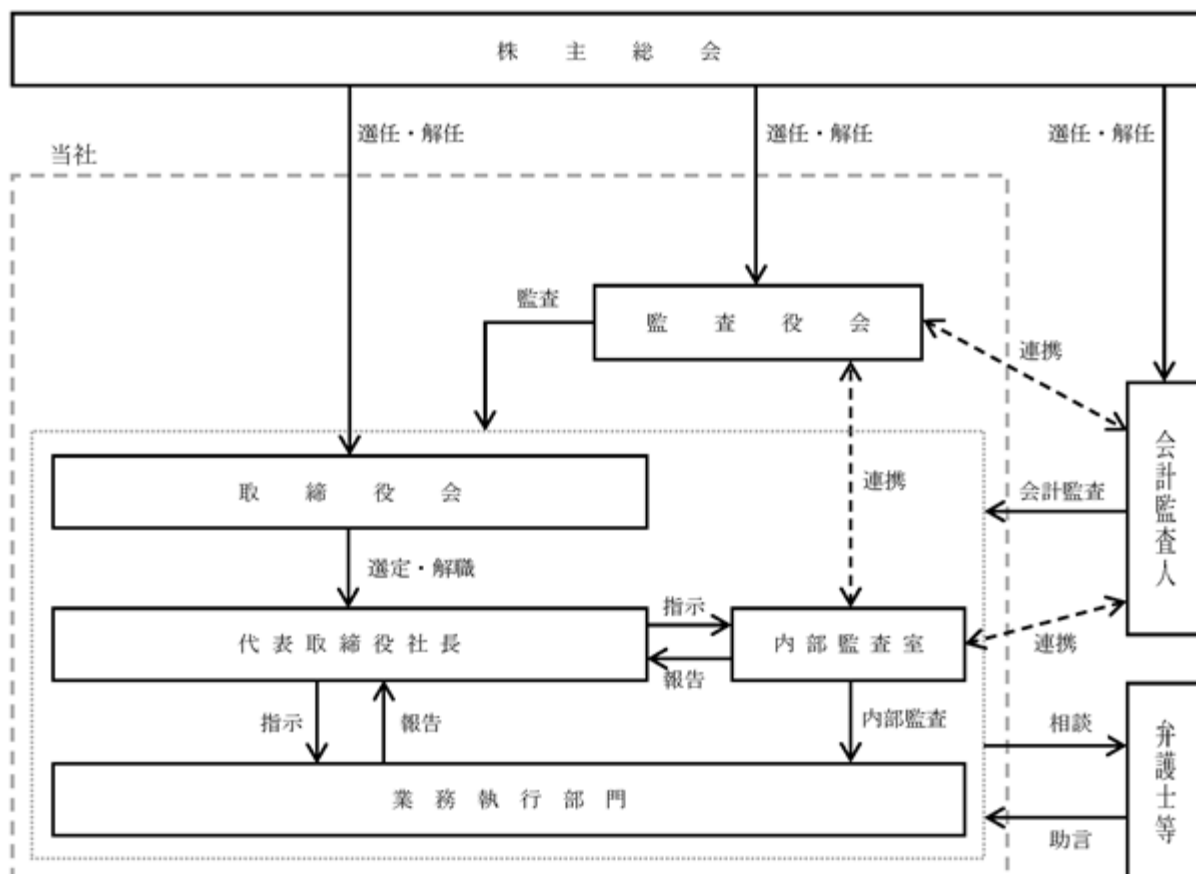
##### ロ．当該体制を採用する理由

取締役会は、社外取締役1名を含む6名で構成され、社外取締役は当社の取締役会に出席し、経営に有用な意見を適宜述べ、当社のガバナンスの有効性を確保する役割を担っております。

また監査役会は常勤監査役1名（社外監査役）と非常勤監査役2名（社外監査役）で構成されており、取締役の業務執行の適正性、適法性の監査を行い、当該状況については毎月1回開催される監査役会において報告され、有効な監視機能が確保されております。

また、必要に応じて、取締役会直属のリスク・コンプライアンス委員会又は、弁護士等の専門家へ諮問する体制を採っております。

当社のコーポレート・ガバナンスの状況を図示すると以下のとおりとなります。



#### 企業統治に関するその他の事項

##### イ．内部統制システムの整備の状況

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、2018年11月16日開催の取締役会にて「内部統制システムに関する基本方針」を定める決議を行っております。

- 1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 法令、定款及び社会規範を遵守するための行動規範として、「コンプライアンス規程」を制定する。
  - (2) リスク・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の維持・強化を図る。
  - (3) コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
  - (4) 不正行為等の早期発見と是正を図るため、「内部通報規程」を制定し、内部通報体制を構築する。
  - (5) 当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶する。
- 2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (1) 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」等に基づき、適切に保存及び管理を行う。
  - (2) 取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。
- 3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1) 「リスク管理規程」を制定し、会社の事業活動において想定される各種リスクに対応する組織、責任者を定め、適切に評価・管理できる体制を構築する。
  - (2) リスク・コンプライアンス委員会を設置し、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。
- 4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
  - (2) 取締役及び使用人の業務遂行の円滑化や効率化を図るため、「取締役会規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を定め、取締役会の決議すべき事項、各部門の分掌事項、各職位の基本的役割や権限等を明確にする。



5. 当社における業務の適正を確保するための体制
  - (1) 取締役会は、当社の経営計画を決議し、各取締役よりその進捗状況を毎月取締役会に報告する。
  - (2) 内部監査室は、当社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役に報告する。
  - (3) 財務報告に関する内部統制を整備し、財務報告の信頼性を確保する。
  
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査役の求めに応じて、取締役会は監査役と協議のうえ、監査スタッフを任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。
  
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
  - (1) 監査役より監査役の補助の要請を受けた使用人は、取締役及び上長等の指揮・命令は受けないものとする。
  - (2) 当該使用人の人事異動及び考課については、監査役の同意を得るものとする。
  
8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する事項
  - (1) 監査役は、取締役会に出席し、取締役からの職務執行状況の報告を求めることができる。また、使用人が参加又は主催する会議に出席することができ、この場合においても従業員に業務執行状況の報告を求めることができる。
  - (2) 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、速やかに監査役に報告する。
  - (3) 取締役及び使用人は、監査役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。
  
9. その他の監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制
  - (1) 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
  - (2) 監査役は、会計監査人及び内部監査室と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
  - (3) 監査役は、監督業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。

#### ロ. リスク管理体制の整備の状況

当社は、持続可能な成長性を確保するために「リスク管理規程」を制定し、全社的なリスク管理体制の強化を図っております。代表取締役及び各管掌取締役並びに執行役員等が潜在的なリスクに対して注意を払い、リスクの早期発見と顕在化しているリスクについては、その影響を分析し、リスク・コンプライアンス委員会において必要な協議をするために、リスクの評価、対策等の協議を行い、具体的な対応を検討しております。また、必要に応じて弁護士、公認会計士等外部の専門家の助言を受けられる体制を整えており、リスクの未然防止と早期発見に努めております。

#### 社外取締役及び社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款において定めており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

また、当該定款に基づき、当社は社外取締役及び社外監査役の全員と責任限定契約を締結しております。

#### 定款で定めた取締役の員数

当社の取締役の定数は10名以内とする旨定款に定めております。

#### 取締役の選任の決議要件

取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議については、累積投票によらない旨を定款に定めております。

#### 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会を円滑に行うことを目的として、会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う旨を定款に定めております。

中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議により、毎年6月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性8名 女性1名 (役員のうち女性の比率11.1%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長CEO	杉本 光生	1966年4月29日生	1991年4月 株式会社リクルートコスモス (現株式会社コスモスイニシア)入社 1992年7月 株式会社インテリジェンス(現 パーソルキャリア株式会社)入社 1993年4月 アイ・アールジャパン株式会社 入社 1997年4月 株式会社ストラテジック・アイ アール(現ジー・アイアール・ コーポレーション株式会社)入社 1999年10月 同社取締役就任 2001年4月 同社専務取締役就任 2004年10月 当社設立 代表取締役社長CEO就任 (現任) 2019年7月 SUGアセット株式会社設立 代表取締役就任(現任)	注1	1,564,800 注5
専務取締役CFO コーポレート本部長	蓮本 泰之	1977年9月24日生	2001年4月 三菱商事株式会社入社 2013年10月 株式会社ローソン出向 2016年5月 三菱商事株式会社帰任 2017年1月 当社常務取締役CFO就任 2019年4月 当社専務取締役CFO(現任)	注1	549,000
常務取締役 コーポレートコミュニケーション 本部長	加藤 正明	1956年10月2日生	1980年4月 小柳証券株式会社(現三菱UFJ モルガン・スタンレー証券株式 会社)入社 1983年4月 弘和印刷有限会社(現弘和印刷 株式会社)入社 1986年4月 株式会社インターナショナル・ コミュニケーション・ストラテ ジーズ(現株式会社フィスコ IR)入社 1988年3月 株式会社アイ・アールジャパン 入社 1993年11月 株式会社ストラテジック・アイ アール(現ジー・アイアール・ コーポレーション株式会社)設 立 専務取締役就任 2000年1月 アレックス・ネット株式会社 (現当社)設立 代表取締役就 任 2018年6月 当社常務取締役就任(現任)	注1	1,500

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役営業本部長	上川 博史	1963年12月25日生	1986年4月 日興証券株式会社(現SMBC日興証券株式会社)入社 1999年4月 興銀証券株式会社(現みずほ証券株式会社)入社 2000年4月 ニューズライン・ネットワーク株式会社入社 2000年9月 IFDCアセットマネジメント株式会社入社 2002年11月 ジー・アイアール・コーポレーション株式会社入社 2004年11月 当社 取締役就任(現任)	注1	168,600
取締役	山本 章代	1964年9月28日生	1990年4月 株式会社インターナショナル・コミュニケーション・ストラテジーズ(現株式会社フィスコIR)入社 1991年11月 株式会社アイ・アールジャパン入社 1994年3月 株式会社ストラテジック・アイアール(現ジー・アイアール・コーポレーション株式会社)入社 2000年1月 アレックス・ネット株式会社(現当社) 取締役就任 2018年6月 当社取締役就任(現任)	注1	1,500
取締役	青山 洋一	1964年8月16日生	1982年6月 有限会社富士装美社入社 1987年11月 運転代行業を個人創業 1990年4月 株式会社ビーアイジーグループ(現株式会社エム・エイチ・グループ)設立 代表取締役社長就任 1997年4月 有限会社山洋(現株式会社山洋)設立 代表取締役就任(現任) 2009年9月 株式会社エム・エイチ・グループ 取締役会長就任 2015年9月 当社 社外取締役就任(現任)	注1	151,200
常勤監査役	平野 喜和	1945年4月17日生	1969年4月 株式会社協和銀行(現株式会社りそな銀行)入行 1992年1月 株式会社あさひ銀行(現株式会社りそな銀行)新丸ビル支店長 1994年4月 あさひ銀キャリアサービス株式会社(現りそなビジネスサービス株式会社)入社 2004年5月 株式会社クエスト 顧問就任 2005年6月 財団法人有馬記念医学財団(現一般財団法人近藤記念医学財団)常務理事・事務局長就任 2013年6月 公益財団法人日本音楽教育文化振興会評議員(現任) 2014年1月 株式会社エヌティ経営研究所顧問就任 2015年6月 ゼニス羽田ホールディングス株式会社(現株式会社ベルテクスコーポレーション)補欠監査役就任 2018年3月 当社常勤社外監査役就任(現任)	注2	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	鈴木 行生	1950年6月3日生	1975年4月 株式会社野村総合研究所入社 1996年6月 同社取締役就任 1997年6月 野村証券株式会社 取締役就任 1999年6月 野村アセットマネジメント投信株式会社(現野村アセットマネジメント株式会社) 執行役員就任 2000年6月 同社常務執行役員就任 2005年6月 野村ホールディングス株式会社 取締役就任 2007年4月 社団法人日本証券アナリスト協会 会長就任 2008年6月 野村証券株式会社 顧問就任 2010年7月 株式会社日本ベル投資研究所設立 代表取締役就任(現任) 2010年8月 有限責任監査法人トーマツ 顧問就任 2012年6月 株式会社システナ 社外取締役就任(現任) 2015年5月 いちごグループホールディングス株式会社(現いちご株式会社) 社外取締役就任(現任) 2018年3月 当社社外監査役就任(現任) 2018年6月 株式会社エックスネット 社外監査役就任(現任)	注2	-
監査役	野田 清人	1978年3月10日生	2000年4月 網野会計事務所入所 2004年11月 木下会計事務所(現税理士法人木下会計事務所)入所 2008年8月 税理士登録 2011年6月 税理士法人木下会計事務所 社員登録 2017年3月 当社社外監査役就任(現任)	注2	-
計					2,436,600

- (注) 1. 取締役の任期は、2019年8月30日開催の臨時株主総会終結のときから2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでであります。
2. 監査役の任期は、2019年8月30日開催の臨時株主総会終結のときから4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでであります。
3. 取締役青山洋一は、社外取締役であります。
4. 監査役平野喜和、鈴木行生、野田清人は、社外監査役であります。
5. 代表取締役社長CEO杉本光生の所有株式数は、同氏の資産管理会社であるSUGアセット株式会社が保有する株式数も含んでおります。
6. 当社は、執行役員制度を導入しており、川崎和紀が管理部執行役員であります。

#### 社外役員の状況

本書提出日現在において、当社の社外取締役は1名、社外監査役は3名であります。また、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

社外取締役の青山洋一は、株式会社エム・エイチ・グループを設立し、代表取締役を務めたことなどから、経営に関する豊富な経験と知見を有しており、その経験知識に基づき、議案審議等に適宜助言又は提言を行っております。なお、普通株式151,200株、新株予約権20個を有しております。この関係以外に、当社と社外取締役及び社外監査役の間に、人的関係、資本的関係、又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外常勤監査役の平野喜和は、金融機関勤務において培った企業経営に関する豊富な知見と、その後の財団の運営の経験等に基づき、日常の監査業務及び議案審議等に適宜助言又は提言を行っております。

社外監査役の鈴木行生は、大手金融グループにおいて、証券会社、シンクタンク、資産運用会社等の主要事業会社において重要な役職を歴任したことから、経営に関する豊富な経験と知見を有しており、その経験知識に基づき、議案審議等に適宜助言又は提言を行っております。

社外監査役の野田清人は、税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、その知識経験に基づき、議案審議等に適宜助言又は提言を行っております。

当社は、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外役員として職務の遂行できることを前提に判断しております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会に出席し、コンプライアンスの状況及び内部監査結果を含む内部統制システムの整備・運用状況について定期的に報告を受けるとともに、専門的見地から質問・提言をすることにより、経営の監督機能を発揮しています。

社外監査役は、取締役会及びその他重要な会議に出席するほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続きを通して、経営に対する適正な監査を行っております。また、内部監査室及び会計監査人と緊密な連携を通じて、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

### (3) 【監査の状況】

#### 監査役監査の状況

当社の監査役会は、監査役3名（社外監査役3名）により構成され、うち1名が常勤監査役であります。また、社外監査役の野田清人は、税理士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。2019年度における監査役会は13回開催され、監査役の出席率は100%となっております。

監査役は、毎月1回定時監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況の報告等、監査役間で相互の情報共有を図っております。また、取締役会及びその他重要な会議に出席するほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続きを通して、経営に対する適正な監査を行っております。

並びに、内部監査室及び会計監査人と緊密な連携を通じて、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

#### 内部監査の状況

当社は、代表取締役社長直轄の機関として内部監査室を設置し、内部監査担当者を2名配置し、内部監査を実施しております。内部監査室は、各部門から独立した組織として客観的な立場から、法令遵守体制等を含む内部管理体制の適切性・有効性について検証・評価を行い、改善に向けた指摘・提言を行っております。なお、担当者が兼務していた経営企画室に係る業務については、内部監査が自己監査とならないよう、業務の一部を外部にアウトソーシングしておりましたが、本書提出日現在においては、解消しております。

また、内部監査担当者と監査役、会計監査人が監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

#### 会計監査の状況

##### (a) 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

##### (b) 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 柴田 憲一

指定有限責任社員 業務執行社員 金野 広義

##### (c) 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、その他5名であります。

##### (d) 監査法人の選定方針と理由

会計監査人の選定は、会計監査人の職務執行状況、監査実施体制、独立性、監査報酬見積額等に加え、当社事業に対する理解等を勘案した結果、これらの選定方針に合致し適切な監査が実施できるものと判断したため選定しております。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

##### (e) 監査役及び監査役会による会計監査人の評価

当社の監査役及び監査役会は、会計監査人の選定方針に掲げた基準に基づき、EY新日本有限責任監査法人を会計監査人として選定することは相当であると判断しております。

監査報酬の内容等

(a) 監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
17,860	-	15,000	1,000

(注) 当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、当該事業年度の非監査業務に基づく報酬として、公認会計士法第2条第1項以外の業務であるコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(b) 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬((a)を除く)

該当事項はありません。

(c) その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

(d) 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する報酬の金額は、監査証明業務に係る人員数、監査日数等を勘案し、決定する方針としており、監査役会の同意を得ております。

(e) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等について、当社の監査役会が会社法第399条第1項に同意をした理由は、会計監査人の職務執行状況や監査計画の内容等を確認し、検討した結果、適切であると判断したからであります。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

a. 基本方針

当社の役員報酬は、月額報酬と役員賞与で構成され、報酬額の水準については、他企業との比較及び業績を考慮して、取締役報酬に関する内規で規定する役位別基準額に基づき設定しております。

なお、業務執行から独立した立場にある社外取締役及び監査役には、役員賞与等の変動報酬は相応しくなく、月額報酬のみの支給としております。

b. 報酬等の額の決定に関する方針

- ・取締役の報酬等の額の決定に関しては、役員報酬限度額について株主総会の承認を得た上で、個別の報酬を報酬総額の限度内において取締役会で決定することとしております。
- ・取締役会は、個別の報酬の決定を代表取締役に一任できるものとしております。
- ・月額報酬は、取締役報酬一本とし、手当等、他の報酬は原則として支給しないものとしております。
- ・役員賞与を支給する場合は、取締役報酬に関する内規に基づき役位別に支給しております。

c. 役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日

取締役及び監査役の報酬限度額固定報酬に関する株主総会の決議年月日及び報酬限度額は以下のとおりであります。本書提出日現在の取締役は6名、監査役は3名であります。

役員報酬限度額 取締役 年額 200,000千円(2008年5月30日開催の臨時定時株主総会で決議)  
監査役 年額 50,000千円(2008年5月30日開催の臨時定時株主総会で決議)

なお、監査役の報酬等については、株主総会の決議により承認された報酬総額の範囲内で監査役会にて決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員の員数(人)
		基本報酬	ストックオプション	賞与	
取締役 ( 社外取締役を除く )	109,451	93,251	-	16,200	6
社外取締役	3,000	3,000	-	-	1
社外監査役	6,450	6,450	-	-	3

(注) 上記には、2019年12月31日付で辞任した取締役1名を含んでおります。

役員ごとの報酬等の総額等  
報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】  
該当事項はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2019年1月1日から2019年12月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

### 3. 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

### 4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するため、監査法人との連携を密にするとともに開示支援専門会社等からの印刷物による情報提供及び各種セミナーへ参加することにより会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更に的確に対応することができる体制を整備しております。



1【財務諸表等】  
（1）【財務諸表】  
【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	344,176	788,551
受取手形	27,533	43,511
電子記録債権	14,247	14,661
売掛金	141,218	269,749
商品	-	1,091
仕掛品	5,488	8,209
貯蔵品	773	162
前払費用	20,580	15,598
その他	879	110
流動資産合計	554,897	1,141,644
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	1,819	1,771
工具、器具及び備品（純額）	1,184	1,392
土地	76	76
有形固定資産合計	10,149	11,716
無形固定資産		
商標権	361	312
ソフトウェア	123,187	168,191
のれん	55,831	49,197
顧客関連資産	37,558	35,122
無形固定資産合計	216,939	252,824
投資その他の資産		
出資金	50	-
長期前払費用	1,010	1,219
繰延税金資産	17,054	3,838
敷金及び保証金	17,003	18,891
保険積立金	10,269	-
投資その他の資産合計	45,386	23,949
固定資産合計	272,475	288,490
資産合計	827,373	1,430,135

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	138,257	223,235
1年内返済予定の長期借入金	36,838	26,136
未払金	89,387	64,720
未払費用	8,349	10,263
未払法人税等	15,864	96,981
未払消費税等	11,733	38,262
前受金	64,639	116,576
預り金	10,876	16,490
ポイント引当金	187	248
流動負債合計	376,133	592,914
固定負債		
長期借入金	198,938	138,234
固定負債合計	198,938	138,234
負債合計	575,071	731,148
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	67,000	190,645
資本剰余金		
資本準備金	66,547	190,192
資本剰余金合計	66,547	190,192
利益剰余金		
利益準備金	500	500
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	115,405	316,889
利益剰余金合計	115,905	317,389
株主資本合計	249,452	698,227
新株予約権	2,850	760
純資産合計	252,302	698,987
負債純資産合計	827,373	1,430,135

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
売上高	1,161,243	1,793,163
売上原価	591,575	957,874
売上総利益	569,668	835,289
販売費及び一般管理費	1,245,300	1,524,397
営業利益	110,367	310,891
営業外収益		
受取利息	2	2
受取配当金	3	2
補助金収入	126	1,122
賃貸料収入	1,377	-
保険解約返戻金	296	6,453
雑収入	133	63
営業外収益合計	1,939	7,646
営業外費用		
支払利息	1,680	1,694
支払手数料	2,678	297
上場関連費用	-	6,814
その他	237	4
営業外費用合計	4,596	8,812
経常利益	107,710	309,725
特別損失		
固定資産除却損	3,900	3,520
投資有価証券売却損	48	-
リース解約損	4,205	-
特別損失合計	3,004	5,200
税引前当期純利益	104,706	304,525
法人税、住民税及び事業税	290	89,824
法人税等調整額	17,405	13,215
法人税等合計	17,115	103,040
当期純利益	121,822	201,484

【売上原価明細書】

a プレミアム優待倶楽部売上原価

区分	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)		当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	
	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
期首商品たな卸高	213	0.1	-	-
当期商品仕入高	367,376	99.9	666,728	100.0
合計	367,590	100.0	666,728	100.0
期末商品たな卸高	-		1,091	
売上原価	367,590		665,637	

b システム売上原価

区分	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)		当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	
	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費	1,040	1.9	589	0.8
外注加工費	23,956	44.0	22,391	30.4
減価償却費	24,271	44.7	35,701	48.4
運用保守費	5,123	9.4	15,080	20.4
売上原価	54,392	100.0	73,762	100.0

c ESGソリューション等売上原価

区分	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)		当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	
	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
外注加工費	175,080	100.0	221,195	100.0
当期総製造費用	175,080	100.0	221,195	100.0
期首仕掛品たな卸高	-		5,488	
合計	175,080		226,683	
期末仕掛品たな卸高	5,488		8,209	
売上原価	169,592		218,474	

(注) 原価計算の方法は、個別原価計算による実際原価計算によっております。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本							株主資本 合計	新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	273,356	213,356	-	213,356	500	371,582	371,082	115,630	2,850	118,480
当期変動額										
当期純利益						121,822	121,822	121,822		121,822
新株の発行				-			-	-		-
新株予約権の 行使	6,000	6,000		6,000			-	12,000		12,000
減資	212,356	152,809	365,165	212,356			-	-		-
欠損填補			365,165	365,165		365,165	365,165	-		-
株主資本以外 の項目の当期 変動額（純 額）										-
当期変動額合計	206,356	146,809	-	146,809	-	486,987	486,987	133,822	-	133,822
当期末残高	67,000	66,547	-	66,547	500	115,405	115,905	249,452	2,850	252,302

当事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本							株主資本 合計	新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	67,000	66,547	-	66,547	500	115,405	115,905	249,452	2,850	252,302
当期変動額										
当期純利益						201,484	201,484	201,484		201,484
新株の発行	44,160	44,160		44,160			-	88,320		88,320
新株予約権の 行使	79,485	79,485		79,485			-	158,970		158,970
減資				-			-			-
欠損填補				-			-			-
株主資本以外 の項目の当期 変動額（純 額）									2,090	2,090
当期変動額合計	123,645	123,645	-	123,645	-	201,484	201,484	448,774	2,090	446,684
当期末残高	190,645	190,192	-	190,192	500	316,889	317,389	698,227	760	698,987

## 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純利益	104,706	304,525
減価償却費	28,248	39,096
のれん償却額	3,869	6,633
ポイント引当金の増減額(は減少)	187	61
投資有価証券売却損益(は益)	48	-
受取利息及び受取配当金	5	5
保険解約返戻金	296	6,453
支払利息	1,680	1,694
支払手数料	2,678	3,783
固定資産除却損	900	5,200
リース解約損	2,055	-
売上債権の増減額(は増加)	123,756	144,923
たな卸資産の増減額(は増加)	345	3,201
仕入債務の増減額(は減少)	68,192	84,977
前受金の増減額(は減少)	16,817	51,937
未払消費税等の増減額(は減少)	1,704	26,529
その他	57,521	5,724
小計	161,487	375,580
利息及び配当金の受取額	5	5
利息の支払額	1,702	1,649
法人税等の支払額	6,869	19,238
法人税等の還付額	3,061	3,373
リース解約に伴う支払額	2,665	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	153,318	358,071
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
投資有価証券の売却による収入	617	-
保険積立金の積立による支出	2,658	-
保険積立金の解約による収入	844	16,722
有形固定資産の取得による支出	1,300	759
無形固定資産の取得による支出	75,048	97,464
差入保証金の差入による支出	-	2,255
差入保証金の回収による収入	796	-
合併交付金の支払額	187,697	-
その他	-	49
投資活動によるキャッシュ・フロー	264,447	83,706
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額(は減少)	2,030	-
長期借入れによる収入	190,000	-
長期借入金の返済による支出	28,046	71,406
リース債務の返済による支出	1,627	-
株式の発行による収入	-	88,320
新株予約権の行使による株式の発行による収入	12,000	156,880
上場関連費用の支出	-	3,783
財務活動によるキャッシュ・フロー	170,296	170,010
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	59,167	444,374
現金及び現金同等物の期首残高	189,391	343,676
合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	2,951,116	-
現金及び現金同等物の期末残高	1,343,676	1,788,050

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

貯蔵品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。但し、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10年～15年
工具、器具及び備品	4年～6年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

商標権

効果の及ぶ期間(10年)に基づく定額法を採用しております。

自社利用目的のソフトウェア

社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

顧客関連資産

効果の及ぶ期間(16年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上していません。

(2) ポイント引当金

ポイント利用に基づき付与したポイントの行使に備えるため、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

4. のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては、9年で均等償却しております。





(損益計算書関係)

1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度7.1%、当事業年度4.7%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度92.9%、当事業年度95.3%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
役員報酬	88,068千円	102,701千円
給料及び手当	137,703	188,945
減価償却費	3,977	3,394
のれん償却額	3,869	6,633
ポイント引当金繰入額	187	61

2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
	15,000千円	- 千円

3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
ソフトウェア	900千円	5,200千円
計	900	5,200

4 リース解約損の内容は次のとおりであります。

前事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)  
社用車に関するリース契約の解約によるものであります。

当事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)  
該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	11,695	240	-	11,935

(変動事由の概要)

新株予約権の行使による新株の発行による増加 240株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	2,850
合計		-	-	-	-	-	2,850

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	11,935	4,585,665	-	4,597,600

(変動事由の概要)

1. 新株予約権の行使による新株の発行により3,057株増加しております。
2. 2019年7月16日開催の取締役会決議により、2019年8月30日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数は4,482,608株増加し、4,497,600株となっております。
3. 2019年12月17日の東京証券取引所マザーズ市場への新規上場に伴う2019年12月16日付公募増資による新株の発行により、100,000株増加しております。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	760
合計		-	-	-	-	-	760

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年3月30日 定時株主総会	普通株式	45,976	利益剰余金	10	2019年12月31日	2020年3月31日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
現金及び預金勘定	344,176千円	788,551千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	500	500
現金及び現金同等物	343,676	788,050

2 合併により引き継いだ資産及び負債の主な内訳

前事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

当事業年度に合併したアレックス・ネット株式会社より引き継いだ資産及び負債の主な内訳は次のとおりであります。また、合併により増加した資本金及び資本準備金はありません。

流動資産	115,866千円
固定資産	8,873
資産合計	124,740
流動負債	33,069
負債合計	33,069

当事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

前事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として、社用車(「車両運搬具」)であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

オペレーティング・リース取引

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

オペレーティング・リース取引

未経過リース料

1年以内	23,712千円
1年超	60,826
合計	84,539

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、設備投資計画に基づき、必要な資金を調達しております。資金運用については、短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、本社オフィスの賃貸に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等及び未払消費税等は1年以内の支払期日であります。

借入金は、運転資金や設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、そのうち変動金利の借入金は、金利変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当社は、「債権管理規程」に基づき、管理部が取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、入金状況を営業部門に随時連絡しているほか、決算書により財務状況等の悪化及び回収懸念の早期把握を行っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は利益計画に基づき、コーポレート本部が適時、資金計画を見直すことにより、流動性リスクを管理しております。

市場リスク(金利等の変動リスク)の管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクに晒されておりますが、資金ニーズを把握し、また適時に資金繰計画を作成・更新し、資金管理を行うことにより資金を効率的に使用するとともに、適正な手許流動性を維持することにより、市場リスクを管理しております。なお、デリバティブ取引の利用は行っておりません。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価額に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。なお、当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2018年12月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	344,176	344,176	-
(2) 受取手形	27,533	27,533	-
(3) 電子記録債権	14,247	14,247	-
(4) 売掛金	141,218	141,218	-
(5) 敷金及び保証金	17,003	17,092	89
資産計	544,178	544,267	89
(1) 買掛金	138,257	138,257	-
(2) 未払金	89,387	89,387	-
(3) 未払法人税等	15,864	15,864	-
(4) 未払消費税等	11,733	11,733	-
(5) 長期借入金( )	235,776	236,048	272
負債計	491,017	491,290	272

1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

当事業年度（2019年12月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	788,551	788,551	-
(2) 受取手形	43,511	43,511	-
(3) 電子記録債権	14,661	14,661	-
(4) 売掛金	269,749	269,749	-
(5) 敷金及び保証金	18,891	19,041	150
資産計	1,135,364	1,135,515	150
(1) 買掛金	223,235	223,235	-
(2) 未払金	64,720	64,720	-
(3) 未払法人税等	96,981	96,981	-
(4) 未払消費税等	38,262	38,262	-
(5) 長期借入金( )	164,370	164,750	380
負債計	587,568	587,949	380

1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金 (2) 受取手形 (3) 電子記録債権 (4) 売掛金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、相手先の信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算出しております。

負債

(1) 買掛金 (2) 未払金 (3) 未払法人税等 (4) 未払消費税等

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利の借入は、金利の変動を反映していることから、時価は当該帳簿価額によっており、固定金利の借入は、元金金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2018年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	344,141	-	-	-
受取手形	27,533	-	-	-
電子記録債権	14,247	-	-	-
売掛金	141,218	-	-	-
敷金及び保証金	-	-	17,003	-
合計	527,140	-	17,003	-

当事業年度(2019年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	788,499	-	-	-
受取手形	43,511	-	-	-
電子記録債権	14,661	-	-	-
売掛金	269,749	-	-	-
敷金及び保証金	-	-	18,891	-
合計	1,116,422	-	18,891	-

3. 長期借入金の決算日後の返済予定額  
前事業年度(2018年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	36,838	35,640	33,890	32,640	31,562	65,206
合計	36,838	35,640	33,890	32,640	31,562	65,206

当事業年度(2019年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	26,136	26,136	26,136	25,192	23,280	37,490
合計	26,136	26,136	26,136	25,192	23,280	37,490

(有価証券関係)

売却したその他有価証券

前事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	617	-	48
合計	617	-	48

当事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第4回新株予約権 (ストック・オプション)	第6回新株予約権 (ストック・オプション)	第8回新株予約権 (ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名	当社取締役 1名 当社従業員 1名	当社取締役 3名 当社従業員 13名 外部協力者 5名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1.2.	普通株式 9,000株	普通株式 105,000株	普通株式 442,500株
付与日	2009年4月20日	2010年5月26日	2016年3月31日
権利確定条件	(注)3.4.	(注)5.6.7.	(注)8.9.
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2009年4月20日 至 2019年4月19日	自 2012年5月26日 至 2020年5月25日	自 2018年4月1日 至 2026年2月28日

	第9回新株予約権 (ストック・オプション)	第10回新株予約権 (ストック・オプション)	第11回新株予約権 (ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	外部協力者 1名	外部協力者 1名	当社取締役 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1.2.	普通株式 3,000株	普通株式 6,000株	普通株式 900,000株
付与日	2016年4月30日	2016年9月30日	2016年12月20日
権利確定条件	(注)8.9.	(注)8.9.	(注)10.11.12.
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2018年5月1日 至 2026年3月31日	自 2018年10月1日 至 2026年8月31日	自 2016年12月22日 至 2026年12月21日

	第12回新株予約権 (ストック・オプション)	第13回新株予約権 (ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社従業員 6名 社外協力者 5名	当社従業員 17名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1.2.	普通株式 453,000株	普通株式 27,000株
付与日	2018年1月31日	2018年11月1日
権利確定条件	(注)8.9.	(注)8.9.
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2020年2月1日 至 2027年12月31日	自 2020年11月1日 至 2028年9月30日

(注)1. 株式数に換算して記載しております。

- 2019年8月30日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っており、株式分割後の株式数に換算して記載しております。
- 本新株予約権者が、本新株予約権の行使請求をしようとするときは、所定の新株予約権行使請求書に必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、新株予約権を行使することができる期間中に当社の本店に提出するとともに払込金を払込取扱銀行に払込まなければならない。
- 本新株予約権は1個を単位として行使しなければならない。



5. 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職等その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。
6. 新株予約権の発行時において、社外協力者であった者は、新株予約権の行使時においても当社との間で良好に関係が継続していることを要する。また、社外協力者は、新株予約権の行使に先立ち、当該行使に係る新株予約権の数及び行使の期間について当社取締役会に承認を要するものとする。
7. 新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。
8. 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員または社外協力者の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
9. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
10. 新株予約権の割り当てを受けた者は、本新株予約権の行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使することができない。
  - (a) 行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。
  - (b) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）
  - (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となったとき
  - (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、各事業年度末日を基準日としてDCF法ならびに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が行使価額を下回ったとき（但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が株式評価機関と協議の上本項への該当を判断するものとする。）
11. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
12. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2019年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第4回新株予約権 (ストック・オプション)	第6回新株予約権 (ストック・オプション)	第8回新株予約権 (ストック・オプション)
権利確定前 (株)			
前事業年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前事業年度末	5,400	39,900	219,300
権利確定	-	-	-
権利行使	5,400	39,900	202,800
失効	-	-	4,500
未行使残	-	-	12,000

	第9回新株予約権 (ストック・オプション)	第10回新株予約権 (ストック・オプション)	第11回新株予約権 (ストック・オプション)
権利確定前 (株)			
前事業年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前事業年度末	3,000	6,000	900,000
権利確定	-	-	-
権利行使	3,000	6,000	660,000
失効	-	-	-
未行使残	-	-	240,000

	第12回新株予約権 (ストック・オプション)	第13回新株予約権 (ストック・オプション)
権利確定前 (株)		
前事業年度末	453,000	27,000
付与	-	-
失効	63,000	3,000
権利確定	-	-
未確定残	390,000	24,000
権利確定後 (株)		
前事業年度末	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	-	-

(注) 2019年8月30日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っており、株式分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第4回新株予約権 (ストック・オプション)	第6回新株予約権 (ストック・オプション)	第8回新株予約権 (ストック・オプション)
権利行使価格 (円)	666.67	200.00	166.67
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における公正な 評価単価 (円)	-	-	-

	第9回新株予約権 (ストック・オプション)	第10回新株予約権 (ストック・オプション)	第11回新株予約権 (ストック・オプション)
権利行使価格 (円)	166.67	166.67	166.67
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における公正な 評価単価 (円)	-	-	-

	第12回新株予約権 (ストック・オプション)	第13回新株予約権 (ストック・オプション)
権利行使価格 (円)	166.67	166.67
行使時平均株価 (円)	-	-
付与日における公正な 評価単価 (円)	-	-

(注) 1. 2019年8月30日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っており、株式分割後の価格に換算して記載しております。

2. 新株予約権の行使時点において非上場であったため、行使時平均株価は記載しておりません。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点においては、当社は株式を上場していないため、ストック・オプションの公正な評価単価を単位当たりの本源的価値により算定しております。

また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、DCF方式により算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難なため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 2,436,450千円

(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額  
- 千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	1,735千円	3,143千円
ソフトウェア	831	488
ポイント引当金	64	76
敷金及び保証金	871	883
研究開発費	4,756	-
一括償却資産	254	173
税務上の繰越欠損金(注)2.	11,211	-
資産調整勘定	30,044	20,574
その他	2,282	1,647
繰延税金資産小計	52,052	26,988
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2.	1,682	-
将来減算一時差異等の合計額に係る評価性引当額	19,838	12,665
評価性引当額小計(注)1.	21,520	12,665
繰延税金資産合計	30,534	14,322
繰延税金負債		
顧客関連資産	12,995	10,483
未収事業税	485	-
繰延税金負債合計	13,480	10,483
繰延税金資産純額	17,054	3,838

(注)1. 評価性引当額が8,854千円減少しております。主な内容は、資産調整勘定に係る評価性引当額の減少によるものです。

(注)2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2018年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金(1)	9,529	1,682	-	-	-	-	11,211
評価性引当額	-	1,682	-	-	-	-	1,682
繰延税金資産	9,529	-	-	-	-	-	(2)9,529

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(2) 翌事業年度において課税所得が見込まれることにより、税務上の繰越欠損金の一部を回収可能と判断しております。

当事業年度(2019年12月31日)

該当事項はありません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
法定実効税率	34.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.8	0.9
のれん償却額	1.3	0.7
評価性引当額	59.9	2.9
住民税均等割	0.3	0.2
役員賞与	3.6	1.6
その他	-	2.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	16.3	33.8

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、株主管理プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	プレミアム 優待倶楽部	IR-navi	ESGソリュ ーション	その他	合計
外部顧客への売上高	671,820	232,705	231,110	25,607	1,161,243

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に存在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	プレミアム 優待倶楽部	IR-navi	ESGソリュ ーション	その他	合計
外部顧客への売上高	1,225,481	260,013	286,757	20,910	1,793,163

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に存在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高
株夢真ホールディングス	188,900千円

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当社は、株主管理プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び主要株主	杉本光生	-	-	当社代表取締役社長	(被所有) 直接 27.3	債務被保証	銀行借入に対する債務被保証 (注)2	150,276	-	-

(注)1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 当社は、一部の銀行借入にあたり代表取締役社長杉本光生より債務保証を受けております。なお、債務保証の取引額は、借入金残高を記載しております。また、保証料の支払いは行っておりません。

当事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び主要株主	杉本光生	-	-	当社代表取締役社長	(被所有) 直接 26.9	債務被保証	銀行借入に対する債務被保証 (注)2	10,480	-	-
					間接 7.2	当社代表取締役	新株予約権の権利行使 (注)3	117,490	-	-

(注)1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 当社は、一部の銀行借入にあたり代表取締役社長杉本光生より債務保証を受けております。なお、債務保証の取引額は、借入金残高を記載しております。また、保証料の支払いは行っておりません。
3. 2009年3月31日、2016年3月29日開催の定時株主総会決議、及び2016年12月20日開催の臨時株主総会決議に基づき付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。なお、新株予約権の権利行使の取引額は、行使時の払込金額を乗じた金額を記載しております。



( 1株当たり情報 )

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
1株当たり純資産額	69.67円	151.87円
1株当たり当期純利益金額	34.71円	49.10円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	-円	42.47円

- (注) 1. 前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であったため期中平均株価を把握できませんので記載しておりません。
2. 当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新規上場日から当事業年度末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
3. 当社は、2019年7月16日開催の取締役会決議に基づき、2019年8月30日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っておりますが、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額、及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。
4. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
当期純利益金額(千円)	121,822	201,484
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	121,822	201,484
普通株式の期中平均株式数(株)	3,509,486	4,103,347
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	640,722
(うち新株予約権(株))	-	(640,722)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	-

5. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	252,302	698,987
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	2,850	760
(うち新株予約権(千円))	(2,850)	(760)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	249,452	698,227
1株当たりの純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	3,580,500	4,597,600

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	12,220	-	-	12,220	4,506	485	7,713
工具、器具及び備品	5,606	2,476	1,908	6,174	2,247	423	3,926
土地	76	-	-	76	-	-	76
有形固定資産計	17,902	2,476	1,908	18,470	6,754	908	11,716
無形固定資産							
商標権	493	-	-	493	180	49	312
ソフトウェア	200,760	85,905	5,200	281,466	113,274	35,701	168,191
のれん	59,700	-	-	59,700	10,502	6,633	49,197
顧客関連資産	38,980	-	-	38,980	3,857	2,436	35,122
無形固定資産計	299,934	85,905	5,200	380,640	127,816	44,820	252,824
長期前払費用	1,010	1,166	956	1,219	-	-	1,219

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります

ソフトウェア	IR - navi及びプレミアム優待倶楽部のシステム開発費用等	67,334千円
ソフトウェア	社内システム開発費用	18,571千円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア	IR-navi及びプレミアム優待倶楽部のプログラム除却	5,200千円
--------	-----------------------------	---------

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	36,838	26,136	0.7	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	198,938	138,234	0.7	2023年~2028年
合計	235,776	164,370	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均金利を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	26,136	26,136	25,192	23,280

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
ポイント引当金	187	168	101	5	248

(注) ポイント引当金の当期減少額(その他)は、ポイントの失効による取崩額であります。

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	51
預金	
普通預金	787,999
定期預金	500
小計	788,499
合計	788,551

ロ．受取手形

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
凸版印刷(株)	38,155
図書印刷(株)	5,356
合計	43,511

期日別内訳

期日別	金額(千円)
2020年1月満期	3,350
2020年2月満期	13,212
2020年3月満期	26,238
2020年4月満期	709
合計	43,511

ハ．電子記録債権

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
日本精工(株)	14,080
(株)ADKクリエイティブワン	308
(株)西松屋チェーン	272
合計	14,661

期日別内訳

期日別	金額(千円)
2020年1月満期	308
2020年2月満期	272
2020年4月満期	14,080
合計	14,661

二. 売掛金  
相手先別内訳

相手先	金額(千円)
(株)夢真ホールディングス	152,666
(株)ディアライフ	30,666
(株)DNPコミュニケーションデザイン	6,221
(株)パートナーエージェント	5,484
(株)YUIDEA	4,887
その他	69,821
合計	269,749

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2} - (B)$ 365
141,218	1,948,217	1,819,686	269,749	87.1	38

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

ホ. 商品

品目	金額(千円)
プレミアム優待倶楽部	1,091
合計	1,091

ヘ. 仕掛品

品目	金額(千円)
ESGソリューション	7,472
その他	736
合計	8,209

ト．貯蔵品

区分	金額（千円）
事務用品等	162
合計	162

流動負債

イ．買掛金

相手先	金額（千円）
(株)ハーモニック	45,501
(株)大和	37,504
(株)アデリー	18,945
(株)シズオカミート	16,915
(株)三越伊勢丹	11,175
その他	93,193
合計	223,235

ロ．未払法人税等

区分	金額（千円）
法人税及び地方法人税	66,625
住民税	10,932
事業税	19,423
合計	96,981

ハ．前受金

相手先	金額（千円）
(株)プロネクサス	3,020
(株)日本マイクロニクス	1,089
(株)ジーエス・ユアサ・コーポレーション	916
(株)エディオン	806
(株)良品計画	756
その他	109,987
合計	116,576

(3)【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	-	-	1,176,645	1,793,163
税引前四半期(当期)純利益金額(千円)	-	-	243,416	304,525
四半期(当期)純利益金額(千円)	-	-	166,205	201,484
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	-	-	42.32	49.10

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額(円)	-	-	15.23	7.82

(注) 1. 当社は、2019年12月17日付で東京証券取引所マザーズに上場いたしましたので、当事業年度の四半期報告書は提出しておりませんが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

2. 当社は、2019年8月30日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期(当期)純利益金額を算定しております。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集
基準日	毎年12月31日
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日 毎年12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 - 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当会社の公告は、電子公告とする。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL <a href="https://www.wills-net.co.jp/">https://www.wills-net.co.jp/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その所有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券届出書（有償一般募集増資及び売出し）及びその添付書類

2019年11月12日関東財務局長に提出。

(2) 有価証券届出書の訂正届出書

2019年11月28日及び2019年12月6日関東財務局長に提出。

2019年11月12日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。



## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

2020年3月30日

株式会社ウィルズ

取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 柴田 憲一

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 金野 広義

#### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ウィルズの2019年1月1日から2019年12月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウィルズの2019年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。